

## 特定家畜伝染病防疫指針の全部改正について

家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づいて作成されている特定家畜伝染病防疫指針のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱（以下CSF）、アフリカ豚熱（以下ASF）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの6疾病について、令和2年7月1日付けで全部改正されたとともに、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの4疾病について、実施にあたっての留意事項が全部改正されました。

特定家畜伝染病防疫指針は、日頃からの発生予防に対する取組みや、万が一の発生時における防疫対応等について、国や都道府県、市町村、家畜の所有者、関連事業者、関係団体等の取組みが示されており、この指針に基づき実際の対応に当たることになっています。

改正内容につきましては、以下の農林水産省ホームページに掲載されていますので、ご確認ください（農林水産省 HP **特定家畜** 検索 )

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/)



なお、農林水産省ホームページで確認できない場合及びご不明な点等がありましたら、当所までご連絡ください。

### <参考>

特定家畜伝染病防疫指針を定めた家畜伝染病（7疾病）

- ・口蹄疫
- ・牛海綿状脳症
- ・牛疫
- ・牛肺疫
- ・豚熱（CSF）
- ・アフリカ豚熱（ASF）
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

電話 0463-58-0152 ファクシミリ 0463-58-5679